

## 稲城市における自然環境の保護と緑の回復に関する補助金交付要綱

稲城市における自然環境の保護と緑の回復に関する補助金交付要綱（昭和50年4月1日市長決裁）の一部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、稲城市における自然環境の保護と緑の回復に関する条例（昭和49年稲城市条例第23号。以下「条例」という。第20条の規定に基づき、保全地域及び保存樹木等の保護をはかるため、補助金の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

（補助金交付の対象者）

第2条 補助金の交付対象は、保全地域及び保存樹木等の所有者又は管理者とする。

（補助金の交付）

第3条 補助金の交付額は次の各号に掲げる基準による。

- （1） 保全地域の指定については、別表第1及び別表第2の区分に応じ奨励金（10円未満の端数があるときは切り捨てとする。）及び管理助成金を合わせた額とする。ただし管理されていない保全地域については、管理助成金は交付しないものとする。
- （2） 保存樹木の指定については、年額1本当たり2,000円とする。
- （3） 年度途中で保全地域及び保存樹木の指定をしたとき、若しくは、指定を解除したときの補助金の額は月割（1月未満の端数があるときは1月とする。ただし、10円未満の端数があるときは切り捨てとする。）として算出した額とする。

2 補助金の交付時期は、当該年度とする。

ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

（補助金の申請）

第4条 保全地域及び保存樹木等の指定を受けたものは、保全地域、保存樹木等補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容等を審査し補助金を交付することを適当と認めたときは、速やかに保全地域、保存樹木等補助金交付決定通知書（様式第2号）をもって、所有者等に通知しなければならない。

(補助金返還)

第5条 市長は、補助金の交付を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 保全地域、保存樹木等の所有者又は、管理するものが条例の規定に違反したとき。
- (2) 保全地域、保存樹木等の補助金を他の目的に使用したとき。
- (3) その他、不正行為があったとき。

2 次の各号のいずれかに該当すると市長が認める場合は返還を免除するものとする。

- (1) 土地所有者の死亡により解除する場合。
- (2) 災害により保全することが不可能と認め、解除する場合。

(指導及び助言)

第6条 市長は、この要綱に基づき補助金を受けたものに対し、保全地域、保存樹木等が適性に管理され市民の生活環境の向上に寄与するよう、必要に応じて指導及び助言することができる。

付 則

この要綱は、昭和50年4月1日から施行する。

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

指定年	奨励金（1年間）
10年	固定資産税及び都市計画税の年税額の50%を実績により支払う。
5年	固定資産税及び都市計画税の年税額の25%を実績により支払う。

別表第2（第3条関係）

管理の基準	管理助成金 （1㎡当たり、1年間）
下刈等を年2回実施（刈払い機等による整理及びチェーンソー等による不良木の淘汰、芽かき整理）	50円
下刈りを年2回実施（刈払い機等による整理）	20円
下刈りを年1回実施（刈払い機等による整理）	10円

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

稲城市長 殿

申請者 住所  
氏名 印

保全地域、保存樹木等補助金交付申請書

稲城市における自然環境の保護と緑の回復に関する補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 申請の根拠

所在地	稲城市	指定年数	年
指定番号	第 号	指定年月日	年 月 日
指定区分	保全地域	保存樹木	
管理助成金算出基礎			
奨励金算出基礎			

様式第2号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

殿

保全地域、保存樹木等補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度保全地域、保存樹木等補助金を  
下記のとおり交付することに決定したので通知します。

稲城市長 印

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 内 訳

保 全 地 域	指 定 番 号	第 号	第 号	第 号
	指 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	指 定 年 数	5年・10年	5年・10年	5年・10年
	指 定 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	奨 励 金 額	円	円	円
	管 理 助 成 金 額	円	円	円
	小 計	円	円	円
保 存 樹 木	指 定 番 号	第 号	第 号	第 号
	指 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	指 定 本 数	本	本	本
	交 付 金 額	円	円	円
	小 計	円	円	円
合 計		円	円	円